

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

令和元年度 保険料額決定通知書等の送付について

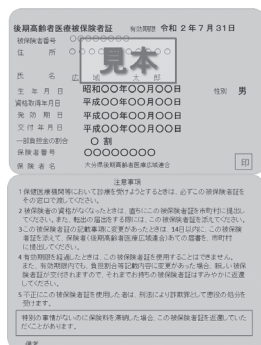
令和元年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。
保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納 期 限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月			
7月	通知書に記載		
8月			
9月			

- 特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。
- 普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通書に記載している金融機関から振り替えていただきますので、手続は必要ありません。

新しい被保険者証の送付について

現在お持ちの緑色の被保険者証は、7月末で有効期限が切れます。8月以降ご使用いただく被保険者証をお住まいの市町村より、7月中旬にお送りします。



- 新しい被保険者証は、書留郵便にてお送りします。
8月以降は、新しい被保険者証をご使用ください。
- 新しい被保険者証は桃色で、有効期限は、令和2年7月31日です。
- 「一部負担金の割合」は、平成30年中の所得に基づいて判定しています。
- 被保険者証は折りたたみタイプです。半分に折って使ってください。
- 裏面に臓器提供の意思表示ができます。
- 被保険者証は上記の保険料額決定通知書とは別に送付します。

令和元年度 限度額適用・標準負担額減額認定証等の申請受付

外来や入院時に自己負担限度額を超えるような場合、以下の証を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となります。申請先は、お住まいの市町村後期高齢者医療の担当窓口です。手続方法など詳細は、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」については、入院時の食事代も減額されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

対象者 令和元年度住民税非課税世帯に属する方

※現在お持ちの方で、令和元年度も該当となる方には、7月中旬に新しい証を送付しますので、手続の必要はありません。

「限度額適用認定証」

対象者 住民税課税所得145～690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する方

【非自発的失業者の保険料の減免について】

非自発的に失業した方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、広域連合又は市町村の担当課にお問い合わせ下さい。

申 請 窓 口 健康推進課 国保年金班 TEL:0972-82-4147(直通)
お問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 TEL:097-534-1771(代表)